

熊原第22-012号  
令和4年7月19日

原子力規制委員会 殿

神奈川県横浜市鶴見区鶴見中央四丁目33番5号  
原子燃料工業株式会社  
代表取締役社長 伊藤 義章

核燃料物質の加工施設の変更に関する設計及び  
工事の計画の軽微な変更の届出書

令和2年10月2日付け原規規発第2010025号をもって加工施設の変更に関する設計及び工事の計画の認可を受けた申請書（令和3年9月16日付け熊原第21-041号にて軽微な変更届出）について、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第16条の2第5項の規定に基づき、別紙のとおり軽微な変更を届け出ます。

別 紙

1. 名称及び住所並びに代表者の氏名

名 称 原子燃料工業株式会社  
住 所 神奈川県横浜市鶴見区鶴見中央四丁目33番5号  
代表者氏名 代表取締役社長 伊藤 義章

2. 変更に係る加工施設の概要

核燃料物質の貯蔵施設の建物・構築物

3. 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第16条の2第1項の認可年月日及び認可番号

認可年月日 令和2年10月2日  
認可番号 原規規発第2010025号

4. 変更の内容

- (1) 試験及び検査の方法の変更について、添付1に示すとおりとする。
- (2) 設備図等図面の変更について、添付2に示すとおりとする。

5. 変更の理由

- (1) 本変更の理由は、試験及び検査の方法の内容を適正化するためである。
- (2) 本変更の理由は、設備図等図面を適正化するものである。

なお、上記(1)～(2)は、適合性評価における影響がなく、核燃料物質の加工の事業に関する規則第3条の2第2項に規定される加工施設の保全上支障のない変更該当する。

添付 1

変更前 (令和2年10月2日付け 原規規発第2010025号にて認可)		変更後		変更理由
表へー2-1 第1加工棟 仕様 (続き)		表へー2-1 第1加工棟 仕様 (続き)		火災区画間の貫通部を適正化するため。 なお、本変更は実態に合わせた配置の記載の見直しであり、適合性評価への影響はなく、加工施設の保全上支障のない変更である。
技術基準に基づく仕様	<p>○火災区画 1P-5の仕様</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>対象部材 区画境界壁及び特定防火設備 (防火扉、防火シャッター) 区画境界壁 (強化せっこうボード厚さ12 mm以上2枚貼り (壁両面): 1時間) 区画境界壁 (鉄筋コンクリート厚さ100 mm以上: 2時間) 特定防火設備 (防火扉) (表面鉄板厚さ0.5 mm以上 (扉両面): 1時間) 特定防火設備 (防火シャッター) (スラット板厚1.5 mm以上: 1時間)</li> </ul> <p>○火災区画 1P-6 (旧前室) の仕様</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>対象部材 隣接する火災区画との区画境界壁及び特定防火設備 (防火扉)</li> </ul> <p>北面区画境界壁 (鉄筋コンクリート厚さ100 mm以上: 2時間) 北面特定防火設備 (防火扉 KSD-2) (表面鉄板厚さ0.5 mm以上 (扉両面): 1時間)</p> <p>[11.3-B3] 火災区画間の延焼を防止するために、電力用、計測用及び制御用ケーブルが貫通する壁には、建築基準法施行令第百十二条第20項に基づき、耐熱シール材等の国土交通大臣の認定を受けたものを施工する設計。 第1加工棟における貫通部を図へー2-1-52に示す。</p> <p>[11.3-F2] 電気設備に関する技術基準を定める省令第十四条に基づき、分電盤に配線用遮断器を設け、電気火災の発生を防止する設計。 配線用遮断器の結線図を図リ-4-1-6に示す。</p>	<p>○火災区画 1P-5の仕様</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>対象部材 区画境界壁及び特定防火設備 (防火扉、防火シャッター) 区画境界壁 (強化せっこうボード厚さ12 mm以上2枚貼り (壁両面): 1時間) 区画境界壁 (鉄筋コンクリート厚さ100 mm以上: 2時間) 特定防火設備 (防火扉) (表面鉄板厚さ0.5 mm以上 (扉両面): 1時間) 特定防火設備 (防火シャッター) (スラット板厚1.5 mm以上: 1時間)</li> </ul> <p>○火災区画 1P-6 (旧前室) の仕様</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>対象部材 隣接する火災区画との区画境界壁及び特定防火設備 (防火扉)</li> </ul> <p>北面区画境界壁 (鉄筋コンクリート厚さ100 mm以上: 2時間) 北面特定防火設備 (防火扉 KSD-2) (表面鉄板厚さ0.5 mm以上 (扉両面): 1時間)</p> <p>[11.3-B3] 火災区画間の延焼を防止するために、電力用、計測用及び制御用ケーブルが貫通する壁には、建築基準法施行令第百十二条第20項に基づき、耐熱シール材等の国土交通大臣の認定を受けたものを施工する設計。 第1加工棟における貫通部を図へー2-1-52に示す。</p> <p>[11.3-F2] 電気設備に関する技術基準を定める省令第十四条に基づき、分電盤に配線用遮断器を設け、電気火災の発生を防止する設計。 配線用遮断器の結線図を図リ-4-1-6に示す。</p>		
加工施設内における溢水による損傷の防止	[12.1-B1] 第1加工棟内は溢水源がない設計。	加工施設内における溢水による損傷の防止	[12.1-B1] 第1加工棟内は溢水源がない設計。	
安全避難通路等	<p>[13.1-F1] 第1加工棟には、容易に識別できる緊急設備 避難通路を設置する設計。緊急設備 避難通路には、建築基準法施行令第百二十六条の四に基づき照明装置の設置を通常要する部分には緊急設備 非常用照明を、消防法施行令第百二十六条に基づき防火対象物に緊急設備 誘導灯を設置する設計。 緊急設備 非常用照明及び緊急設備 誘導灯には、停電時に備えてバッテリーを内蔵するとともに、非常用電源設備 No.1 非常用発電機<sup>(15)</sup>、非常用電源設備 No.2 非常用発電機<sup>(15)</sup>に接続し、外部電源が喪失しても動作可能な設計。</p> <p>○設備の員数 (緊急設備)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>非常用照明<sup>(14)</sup>: 15 台</li> <li>誘導灯<sup>(14)</sup>: 47 台</li> </ul> <p>緊急設備 避難通路、緊急設備 非常用照明及び緊急設備 誘導灯の配置を図リ-4-1-1に示す。</p> <p>[13.1-F2] 加工施設には、非常用照明、誘導灯とは別に、設計基準事故が発生した場合の現場操作が可能となるように、専用電源を備えた緊急設備 可搬型照明を設置する設計。 なお、緊急設備 可搬型照明は、次回以降の申請で適合性を確認する (別表へー2-1-9)。</p>	<p>[13.1-F1] 第1加工棟には、容易に識別できる緊急設備 避難通路を設置する設計。緊急設備 避難通路には、建築基準法施行令第百二十六条の四に基づき照明装置の設置を通常要する部分には緊急設備 非常用照明を、消防法施行令第百二十六条に基づき防火対象物に緊急設備 誘導灯を設置する設計。 緊急設備 非常用照明及び緊急設備 誘導灯には、停電時に備えてバッテリーを内蔵するとともに、非常用電源設備 No.1 非常用発電機<sup>(15)</sup>、非常用電源設備 No.2 非常用発電機<sup>(15)</sup>に接続し、外部電源が喪失しても動作可能な設計。</p> <p>○設備の員数 (緊急設備)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>非常用照明<sup>(14)</sup>: 15 台</li> <li>誘導灯<sup>(14)</sup>: 47 台</li> </ul> <p>緊急設備 避難通路、緊急設備 非常用照明及び緊急設備 誘導灯の配置を図リ-4-1-1に示す。</p> <p>[13.1-F2] 加工施設には、非常用照明、誘導灯とは別に、設計基準事故が発生した場合の現場操作が可能となるように、専用電源を備えた緊急設備 可搬型照明を設置する設計。 なお、緊急設備 可搬型照明は、次回以降の申請で適合性を確認する (別表へー2-1-9)。</p>		

変更箇所を下線又は罫マークで示す。

変更理由  
検査の方法を適正化するため。  
なお、本変更は検査の方法の追加及び見直しであり、適合性評価への影響はなく、加工施設の保全上支障のない変更である。

Table with columns: 検査の項目, 検査の方法, 判定基準. Includes rows for 建物 (外観, 配置), 基礎 (鉄筋コンクリート), and 杭 (鉄筋コンクリート).

Table with columns: 検査の項目, 検査の方法, 判定基準. Includes rows for 柱 (鉄骨), 杭 (鉄筋コンクリート), and 基礎 (鉄筋コンクリート).

第1加工棟：検査11)

Table with columns: 検査の項目, 検査の方法, 判定基準. Includes rows for 建物 (配置), 杭 (鉄筋コンクリート), 基礎 (鉄筋コンクリート), and 柱 (鉄骨).

変更前 (令和2年10月2日付け 原規規発第2010025号にて認可)

変更理由  
 検査の方法を適正化するため。  
 なお、本変更は検査の方法の追加及び見直しであり、適合性評価への影響はなく、加工施設の保全上支障のない変更である。

変更前		変更後	
<p>検査の項目                      鉄筋コンクリート壁</p>		<p>検査の方法<sup>(1)</sup>                      第へー3表 建物・構築物に係る検査の方法 (2/3) (a. 第1加工棟：検査11)</p>	
材料	材料を目視又は関係書類等により確認する。	材料	材料を目視又は関係書類等により確認する。
鉄筋の材質、呼び径を関係書類等により確認する。		鉄筋の材質、呼び径を関係書類等により確認する。	
コンクリートの圧縮強度を関係書類等により確認する。		コンクリートの圧縮強度が <u>                    </u> 以上であること。	
コンクリートの密度を関係書類等により確認する。		コンクリートの気乾単位容積質量が <u>                    </u> 以上であること。	
寸法	鉄筋の配筋ピッチを関係書類等により確認する。 壁の厚さを測長器又は関係書類等により確認する。	寸法	鉄筋の配筋ピッチが図へー2-1-20のとおりであること。 壁の厚さが以下に示す耐震、竜巻、火災、遮蔽評価で考慮した厚さ以上であること。
材料	材料を目視又は関係書類等により確認する。 コンクリートブロックの密度を関係書類等により確認する。	材料	不燃性材料 (コンクリートブロック、鉄筋) であること。 コンクリートブロックの気乾かさ密度が <u>                    </u> 以上であること。
寸法	壁の厚さを測長器又は関係書類等により確認する。	寸法	壁の厚さが以下に示す火災、遮蔽評価で考慮した厚さ以上であること。 火災：図へー2-1-52に示す壁厚以上 遮蔽：別表へー2-1-10に示す壁厚以上 (参照資料：添2表1-3-1)
コンクリートブロック	材料を目視又は関係書類等により確認する。	コンクリートブロック	不燃性材料 (コンクリートブロック、鉄筋) であること。
壁	壁の厚さを測長器又は関係書類等により確認する。	壁	壁の厚さが以下に示す火災、遮蔽評価で考慮した厚さ以上であること。 火災：図へー2-1-52に示す壁厚以上 遮蔽：別表へー2-1-10に示す壁厚以上 (参照資料：添2表1-3-1)
ポード壁	材料を目視又は関係書類等により確認する。	ポード壁	不燃性材料 (軽量鉄骨、せつこうポード) であること。
スレートポード壁 (胴縁)	材料を目視又は関係書類等により確認する。 スレートポードを支持する胴縁の材料を目視又は関係書類等により確認する。	スレートポード壁 (胴縁)	不燃性材料 (スレートポード、鋼) であること。
防火区画	防火区画の貫通部の位置を目視により確認する。	防火区画	防火区画の設定が図へー2-1-52のとおりであること。 貫通部に隙間がなく、耐熱ソーラ材等の国土交通大臣の認定を受けたものを施工していること。
防火区画貫通部 (既設部分)	貫通部の外観を目視又は関係書類等により確認する。	防火区画貫通部 (既設部分)	貫通部に隙間がなく、耐熱ソーラ材等の国土交通大臣の認定を受けたものを施工していること。
鉄板 (湾曲瓦棒葺)	材料を目視又は関係書類等により確認する。 瓦棒の寸法を測長器又は関係書類等により確認する。 母屋の形状、寸法及びピッチを測長器又は関係書類等により確認する。	鉄板 (湾曲瓦棒葺)	瓦棒の寸法が別表へー2-1-11のとおりであること。 母屋の形状、寸法及びピッチが別表へー2-1-11のとおりであること。
鉄板 (折板葺)	材料を目視又は関係書類等により確認する。 折板の寸法を測長器又は関係書類等により確認する。 屋根面の谷樋及び水切りフレーツ部の間隙が十分なクリアランスであることを確認する。	鉄板 (折板葺)	不燃性材料 (鉄) であること。 鉄板の寸法が別表へー2-1-11のとおりであること。 図へー2-1-5-3のとおり、屋根面の谷樋及び水切りフレーツ部の間隙に十分なクリアランスがあること。
谷樋等	材料を目視又は関係書類等により確認する。	谷樋等	不燃性材料 (鉄) であること。

第へー3表 建物・構築物に係る検査の方法 (2/3) (a. 第1加工棟：検査11)

変更前		変更後	
<p>検査の項目                      鉄筋コンクリート壁</p>		<p>検査の方法<sup>(1)</sup>                      第へー3表 建物・構築物に係る検査の方法 (2/3) (a. 第1加工棟：検査11)</p>	
材料	材料を目視又は関係書類等により確認する。	材料	材料を目視又は関係書類等により確認する。
コンクリートの圧縮強度を関係書類等により確認する。		コンクリートの圧縮強度が <u>                    </u> 以上であること。	
コンクリートの密度を関係書類等により確認する。		コンクリートの気乾単位容積質量が <u>                    </u> 以上であること。	
寸法	鉄筋の配筋ピッチを関係書類等により確認する。 壁の厚さを測長器又は関係書類等により確認する。	寸法	鉄筋の配筋ピッチが図へー2-1-20のとおりであること。 壁の厚さが以下に示す耐震、竜巻、火災、遮蔽評価で考慮した厚さ以上であること。
材料	材料を目視又は関係書類等により確認する。 コンクリートブロックの密度を関係書類等により確認する。	材料	不燃性材料 (コンクリートブロック、鉄筋) であること。 コンクリートブロックの気乾かさ密度が <u>                    </u> 以上であること。
寸法	壁の厚さを測長器又は関係書類等により確認する。	寸法	壁の厚さが以下に示す火災、遮蔽評価で考慮した厚さ以上であること。 火災：図へー2-1-52に示す壁厚以上 遮蔽：別表へー2-1-10に示す壁厚以上 (参照資料：添2表1-3-1)
ポード壁	材料を目視又は関係書類等により確認する。	ポード壁	不燃性材料 (軽量鉄骨、せつこうポード) であること。
スレートポード壁 (既設部分)	材料を目視又は関係書類等により確認する。	スレートポード壁 (既設部分)	不燃性材料 (スレートポード、鋼) であること。
防火区画貫通部	防火区画の貫通部の位置を目視により確認する。	防火区画貫通部	防火区画の設定が図へー2-1-52のとおりであること。 貫通部に隙間がなく、耐熱ソーラ材等の国土交通大臣の認定を受けたものを施工していること。
外観	貫通部の外観を目視又は関係書類等により確認する。	外観	貫通部に隙間がなく、耐熱ソーラ材等の国土交通大臣の認定を受けたものを施工していること。
鉄板 (湾曲瓦棒葺)	材料を目視又は関係書類等により確認する。 瓦棒の寸法を測長器又は関係書類等により確認する。 母屋の形状、寸法及びピッチを測長器又は関係書類等により確認する。	鉄板 (湾曲瓦棒葺)	瓦棒の寸法が別表へー2-1-11のとおりであること。 母屋の形状、寸法及びピッチが別表へー2-1-11のとおりであること。
鉄板 (折板葺)	材料を目視又は関係書類等により確認する。 折板の寸法を測長器又は関係書類等により確認する。 屋根面の谷樋及び水切りフレーツ部の間隙が十分なクリアランスであることを確認する。	鉄板 (折板葺)	不燃性材料 (鉄) であること。 鉄板の寸法が別表へー2-1-11のとおりであること。 図へー2-1-5-3のとおり、屋根面の谷樋及び水切りフレーツ部の間隙に十分なクリアランスがあること。
谷樋等	材料を目視又は関係書類等により確認する。	谷樋等	不燃性材料 (鉄) であること。

(1) 「関係書類等」には過去の検査記録、設置時の工事記録・関連図書及び非破壊検査・技術評価等による図書及び写真等を含む。

変更理由  
 検査の方法を適正化するため。  
 なお、本変更は検査の方法の追加及び見直しへの影響はなく、加工施設の保全上支障のない変更である。

変更後

第へー3表 建物・構築物に係る検査の方法 (3/3) (a. 第1加工棟：検査11)

検査の方法<sup>①</sup>

検査の項目		判定基準
床	土間コンクリート 鉄筋コンクリート (中2階床スラブ、中2階天井スラブ)	不燃性材料 (コンクリート (鉄筋入り)) であること。 鉄筋コンクリート (鉄筋コンクリート) であること。 鉄筋の材質、呼び径が別表へー2-1-8のとおりであること。 コンクリートの気乾単位容積質量が  以上であること。 コンクリートの圧縮強度が  以上であること。 鉄筋の配筋ピッチが図へー2-1-20のとおりであること。 床の厚さが別表へー2-1-10に示す遮蔽評価で考慮した厚さ以上であること。 床の厚さが表へー2-1に示す火災区画境界の区画境界スラブの厚さ以上であること。 不燃性材料 (鉄) であること。
	鉄板  の屋根裏	不燃性材料 (鉄) であること。
	防火区画貫通部 (既設部分、中2階屋根裏)	貫通部は図へー2-1-52のとおりであること。 貫通部に隙間がなく、耐熱シール材等の国土交通大臣の認定を受けたものを施工していること。 不燃性材料 (鉄) であること。
開口部	扉 / シヤッタ	扉 / シヤッタの配置が図へー2-1-35-1のとおりであること。 扉 / シヤッタの員数が図へー2-1-35-2のとおりであること。 扉を開放し、手を離せば自動で閉鎖すること。 煙感知器点検用の加煙器で火災を模擬した際、シヤッタが自動で閉鎖すること。 不燃性材料 (鉄) であること。
その他	梯子	梯子を建物部材に固定していること。

(1) 「関係書類等」には過去の検査記録、設置時の工事記録・関連図書及び非破壊検査・技術評価等による図書及び写真等を含む。

変更前 (令和2年10月2日付け 原規規発第2010025号にて認可)

第へー3表 建物・構築物に係る検査の方法 (3/3) (a. 第1加工棟：検査11)

検査の方法<sup>①</sup>

検査の項目		判定基準
床	土間コンクリート 鉄筋コンクリート (中2階、天井スラブ)	不燃性材料 (コンクリート (鉄筋入り)) であること。 不燃性材料 (鉄筋コンクリート) であること。 コンクリートの気乾単位容積質量が  以上であること。 床の厚さが別表へー2-1-10に示す遮蔽評価で考慮した厚さ以上であること。 不燃性材料 (鉄) であること。
	鉄板  の屋根裏	不燃性材料 (鉄) であること。
開口部	扉 / シヤッタ	扉 / シヤッタの配置が図へー2-1-35-1のとおりであること。 扉 / シヤッタの員数が図へー2-1-35-2のとおりであること。 扉を開放し、手を離せば自動で閉鎖すること。 煙感知器点検用の加煙器で火災を模擬した際、シヤッタが自動で閉鎖すること。 不燃性材料 (鉄) であること。
その他	梯子	梯子の据付状態を目視又は関係書類等により確認する。

(1) 「関係書類等」には過去の検査記録、設置時の工事記録・関連図書及び非破壊検査・技術評価等による図書及び写真等を含む。

変更理由
<p>検査の方法を適正化するため。</p> <p>なお、本変更は検査の方法の追加及び見直しであり、適合性評価への影響はなく、加工施設の保全上支障のない変更である。</p>

第1ー2表 建物・構築物に係る検査の方法 (4/4)

検査の項目	検査の方法 <sup>(1)</sup>		判定基準	
a. 遮蔽壁 No.4、防護壁 No.1の新設 ③防護壁 No.1の扉工事 (図リ-a-3全体工事フロー、図リ-a-3-3個別工事フロー参照)	検査3-1	外観	扉部材の外観に使用上有害な傷及び変形がないこと。	
		材料	扉部材(鉄筋を含む)の材質が別表リ-3-1-1のとおりであること。	
	検査3-2	寸法	扉の内寸法(コンクリート充填厚さ)を目視、測長又は関係書類等により確認する。	
		材料	充填したコンクリートの密度を関係書類等により確認する。	
検査3-3	外観	壁及びコンクリート充填扉の外観を目視により確認する。	外観に使用上有害な傷及び変形がないこと。	
		扉の配置を目視又は関係書類等により確認する。	扉の配置が図リ-3-1-2のとおりであること。	
	検査3-4	員数	扉の員数を目視又は関係書類等により確認する。	扉の員数が1であること。
		寸法	完成したコンクリート充填扉の寸法を目視、測長又は関係書類等により確認する。	コンクリート充填扉の寸法が別表リ-3-1-1及び図リ-3-1-6のとおり <sup>(2)</sup> であること。
a. 遮蔽壁 No.4、防護壁 No.1 ③防護壁 No.1の新設 (図リ-a-3全体工事フロー参照)	検査4	配置	防護壁 No.1と敷地内竹林の境界との離隔距離を測長器又は関係書類等により確認する。	
		配置	防護壁 No.1と火災源中心との離隔距離を測長器又は関係書類等により確認する。	
	検査4	配置	防護壁 No.1と爆発源中心との離隔距離を測長器又は関係書類等により確認する。	離隔距離が、図へ-2-1-56、図へ-2-1-58に示す危険距離以上であること。
		配置	防護壁 No.1と爆発源中心との離隔距離を測長器又は関係書類等により確認する。	離隔距離が、図へ-2-1-57、図へ-2-1-59に示す危険限界距離以上であること。

(1) 「関係書類等」には過去の検査記録、設置時の工事記録・関連図書及び非破壊検査・技術評価等による図書及び写真等を含む。

(2) 検査の判定基準となる数値の数値の施工誤差は、日本建築学会等の基準による許容差とする。

第1ー2表 建物・構築物に係る検査の方法 (4/4)

検査の項目	検査の方法 <sup>(1)</sup>		判定基準	
a. 遮蔽壁 No.4、防護壁 No.1 ③防護壁 No.1の新設 (図リ-a-3全体工事フロー、図リ-a-3-3個別工事フロー参照)	検査3-1	外観	扉部材の外観に使用上有害な傷及び変形がないこと。	
		材料	扉部材(鉄筋を含む)の材質が別表リ-3-1-1のとおりであること。	
	検査3-2	寸法	扉の内寸法(コンクリート充填厚さ)を目視、測長又は関係書類等により確認する。	扉の内寸法(コンクリート充填厚さ)が350mm <sup>(2)</sup> であること。
		材料	充填したコンクリートの密度を関係書類等により確認する。	コンクリートの気乾単位容積質量が $\geq 2300$ kg/m <sup>3</sup> であること。
検査3-3	外観	壁及びコンクリート充填扉の外観を目視により確認する。	外観に使用上有害な傷及び変形がないこと。	
		扉の配置を目視又は関係書類等により確認する。	扉の配置が図リ-3-1-2のとおりであること。	
	検査3-4	員数	扉の員数を目視又は関係書類等により確認する。	扉の員数が1であること。
		寸法	完成したコンクリート充填扉の寸法を目視、測長又は関係書類等により確認する。	コンクリート充填扉の寸法が別表リ-3-1-1及び図リ-3-1-6のとおり <sup>(2)</sup> であること。
a. 遮蔽壁 No.4、防護壁 No.1 ③防護壁 No.1の新設 (図リ-a-3全体工事フロー参照)	検査4	配置	防護壁 No.1と火災源中心との離隔距離を測長器又は関係書類等により確認する。	
		配置	防護壁 No.1と爆発源中心との離隔距離を測長器又は関係書類等により確認する。	離隔距離が、図へ-2-1-56、図へ-2-1-58に示す危険距離以上であること。
	検査4	配置	防護壁 No.1と爆発源中心との離隔距離を測長器又は関係書類等により確認する。	離隔距離が、図へ-2-1-57、図へ-2-1-59に示す危険限界距離以上であること。
		配置	防護壁 No.1と火災源中心との離隔距離を測長器又は関係書類等により確認する。	

(1) 「関係書類等」には過去の検査記録、設置時の工事記録・関連図書及び非破壊検査・技術評価等による図書及び写真等を含む。

(2) 検査の判定基準となる数値の数値の施工誤差は、日本建築学会等の基準による許容差とする。

変更前(令和2年10月2日付け 原規規発第2010025号にて認可)



添付 2

変更前 (令和2年10月2日付け 原規規発第2010025号にて認可)	変更後	変更理由
<p style="text-align: center;">06</p> <div style="border: 1px dashed black; height: 800px; width: 95%; margin: 10px auto;"></div> <p style="text-align: center;">図へー2ー1ー17 第1加工棟 13通りー17通り軸組図</p>	<p style="text-align: center;">06</p> <div style="border: 1px dashed black; height: 800px; width: 95%; margin: 10px auto;"></div> <p style="text-align: center;">図へー2ー1ー17 第1加工棟 13通りー17通り軸組図</p>	<p>壁材質を適正化するため。          なお、本変更はボード閉止部を鉄筋コンクリートに変更するものであり、当該部分の安全機能は安全側となるため、適合性評価への影響はなく、加工施設の保全上支障のない変更である。</p>

変更箇所を下線又は雲マークで示す。

変更前 (令和2年10月2日付け 原規規発第2010025号にて認可)	変更後	変更理由
<p style="text-align: center;">76</p> <p style="text-align: center;">図へー2-1-19 第1加工棟 既設部材リスト1</p>	<p style="text-align: center;">76</p> <p style="text-align: center;">図へー2-1-19 第1加工棟 既設部材リスト1</p>	<p>既設部材リストを適正化するため。          なお、本変更は図中の仕様の追加であり、適合性評価への影響はなく、加工施設の保全上支障のない変更である。</p>

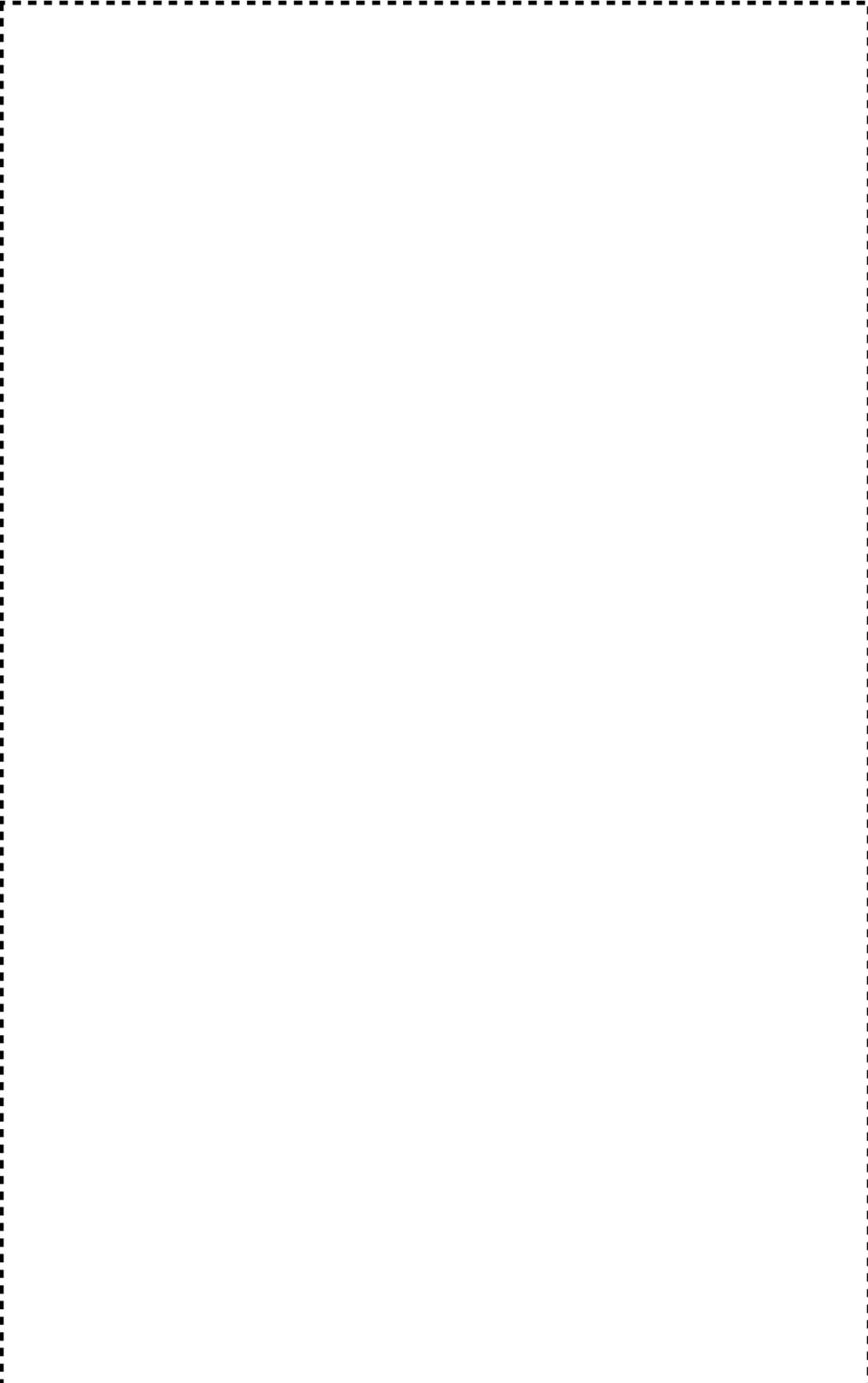
変更箇所を下線又は雲マークで示す。

変 更 前 (令和2年10月2日付け 原規規発第2010025号にて認可)	変 更 後	変更理由
<p style="text-align: center;">E6</p> <div style="border: 1px dashed black; height: 800px; width: 100%;"></div> <p style="text-align: center;">図へー2-1-20 第1加工棟 既設部材リスト2</p>	<p style="text-align: center;">E6</p> <div style="border: 1px dashed black; height: 800px; width: 100%;"></div> <p style="text-align: center;">図へー2-1-20 第1加工棟 既設部材リスト2</p>	<p>既設部材リストを適正化するため。          なお、本変更は図中の仕様の追加であり、適合性評価への影響はなく、加工施設の保全上支障のない変更である。</p>

変更箇所を下線又は雲マークで示す。

変更前 (令和2年10月2日付け 原規規発第 2010025 号にて認可)	変更後	変更理由
<p style="text-align: center;">124</p> <div style="border: 1px dashed black; width: 90%; margin: 0 auto; height: 800px;"></div> <p style="text-align: center;">図へー2ー1ー50 第1加工棟 第1ー1輸送物搬出入室屋根の梯子</p>	<p style="text-align: center;">124</p> <div style="border: 1px dashed black; width: 90%; margin: 0 auto; height: 800px;"></div> <p style="text-align: center;">図へー2ー1ー50 第1加工棟 第1ー1輸送物搬出入室屋根の梯子</p>	<p>梯子の歩み板の厚みを適正化するため。          なお、本変更は強度部材でない部材の板厚の見直しであり、適合性評価への影響はなく、加工施設の保全上支障のない変更である。</p>

変更箇所を下線又は雲マークで示す。

変更前 (令和2年10月2日付け 原規規発第2010025号にて認可)	変更後	変更理由
<p style="text-align: center;">971</p>  <p style="text-align: center;">図へー2ー1ー52 第1加工棟 火災区画</p>	<p style="text-align: center;">971</p>  <p style="text-align: center;">図へー2ー1ー52 第1加工棟 火災区画</p>	<p>火災区画図の貫通部を適正化するため。          なお、本変更は実態に合わせた配置の記載の見直しであり、適合性評価への影響はなく、加工施設の保全上支障のない変更である。</p>

変更箇所を下線又は雲マークで示す。

変更前 (令和2年10月2日付け 原規規発第2010025号にて認可)	変更後	変更理由
<p style="text-align: center;">467</p> <div style="border: 1px dashed black; height: 800px; width: 100%;"></div> <p style="text-align: center;">第1加工棟 部位案内図 (1/3)</p>	<p style="text-align: center;">467</p> <div style="border: 1px dashed black; height: 800px; width: 100%;"></div> <p style="text-align: center;">第1加工棟 部位案内図 (1/3)</p>	<p>壁材質を適正化するため。          なお、本変更はボード閉止部を鉄筋コンクリートに変更するものであり、当該部分の安全機能は安全側となるため、適合性評価への影響はなく、加工施設の保全上支障のない変更である。</p>

変更箇所を下線又は雲マークで示す。